

災害派遣手当に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p><u>災害派遣手当等に関する条例</u> (趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 204 条第 2 項及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 6 項並びに災害対策基本法施行令(昭和 37 年政令第 288 号)第 19 条の規定に基づき、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 32 条第 1 項に規定する職員(以下「<u>災害応急対策等派遣職員</u>」<u>という。</u>)に支給する災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 154 条に規定する職員(以下「<u>国民保護等派遣職員</u>」<u>という。</u>)に支給する武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 44 条に規定する職員(以下「<u>新型インフルエンザ等緊急事態措置派遣職員</u>」<u>という。</u>)に支給する新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当(以下これらを「<u>災害派遣手当等</u>」<u>という。</u>)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(手当額等)</p> <p>第 2 条 <u>災害派遣手当等は、災害応急対策等派遣職員、国民保護等派遣職員又は新型インフルエンザ等緊急事態措置派遣職員(以下「派遣職員」という。)</u>が住所又は居所を離れて羽曳野市の区域内に滞在することを要する場合に限り滞在した期間及び利用施設の区分に応じ別表に定める額を支給する。</p> <p>2 省略 (支給方法)</p> <p>第 3 条 <u>災害派遣手当等の支給方法は、市長が別に定める。</u> 以下省略</p>	<p><u>災害派遣手当に関する条例</u> (趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 204 条第 2 項及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 6 項並びに災害対策基本法施行令(昭和 37 年政令第 288 号)第 19 条の規定に基づき、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 32 条第 1 項に規定する職員(以下「<u>派遣職員</u>」<u>という。</u>)の災害派遣手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(手当額等)</p> <p>第 2 条 <u>災害派遣手当は、派遣職員が住所又は居所を離れて羽曳野市の区域内に滞在することを要する場合に限り滞在した期間及び利用施設の区分に応じ別表に定める額を支給する。</u></p> <p>2 省略 (支給方法)</p> <p>第 3 条 <u>災害派遣手当の支給方法は、市長が別に定める。</u> 以下省略</p>